

# 函館市港町二丁目の全部 港町一丁目及び亀田港町の各一部地域で 新しい地図を作成します

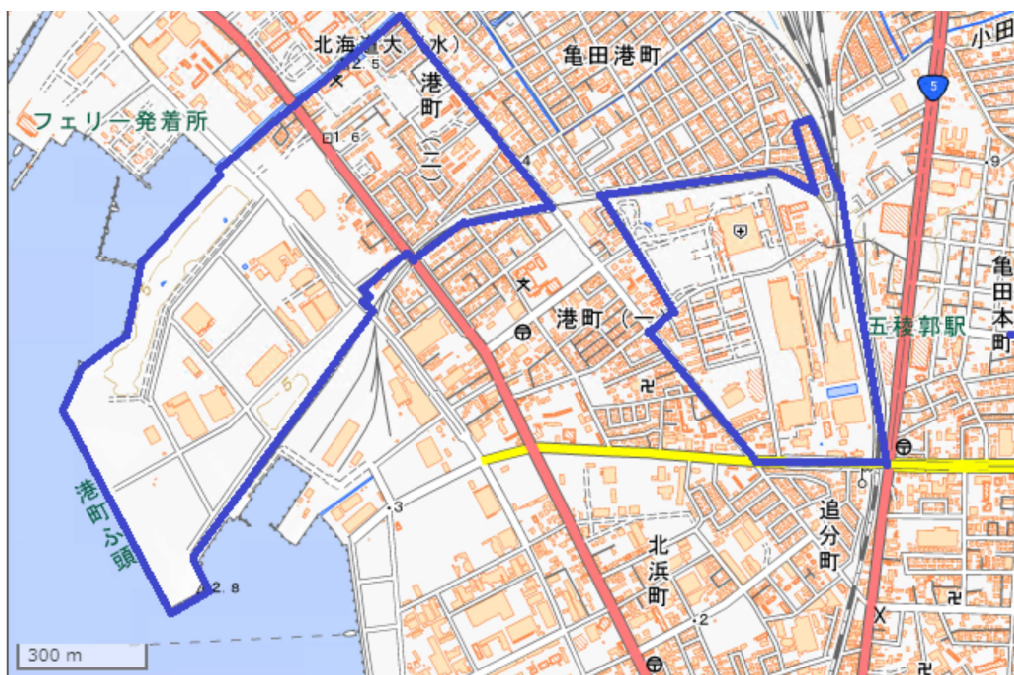
函館地方法務局

## 土地所有者及び居住者の皆様へのお願い

函館地方法務局では、令和6年度から令和7年度までの事業として、上記の地区（実施地区は下記のとおり）において新しい地図を作成します。

つきましては、地図作成事業の趣旨をご理解いただき、この事業にご協力くださいますようお願いいたします。

### 実施地区



この地図は国土地理院発行の地形図を利用しています。

### ★地図作成の趣旨

現在、函館地方法務局に備え付けられている上記の地区の地図は、明治32年に調査及び作成された土地連絡図と昭和43年の区画整理事業で作成された区画整理図を写したものが大部分を占めています。

これら地図は当時としては一定程度の精度があるものでしたが、土地開発などによる市街地化の過程で、土地の分筆や合筆が繰り返し行われたことなどから、現地における筆界（境界）の位置と地図が一致していない土地が相当数存在する状況となっています。

そこで、函館地方法務局では、この問題を解消するために、一つ一つの土地ごとに筆界（境界）を確認し、正確な測量をして、土地の区画を明確にした新しい地図を作成することとしました。

## ★地図作成事業のあらまし

- 基準点測量  
国土交通省で設置している街区基準点を基にして、地図の骨格を作る基準点測量を行います。
- 一筆地調査  
所有者（又は代理人）に立ち会っていただいた上で、土地の筆界、地番、地目を一筆ずつ調査・確認します。
- 一筆地測量  
筆界を確認した土地について、基準点に基づいて一筆ごとの測量をします。
- 復元測量  
新しい地図の原案を作成して、現地に筆界点を示す（これを「復元」といいます。）ための測量を行い、復元した筆界点に「筆界保全標」を設置します。  
※筆界保全標とは、法務局の地図作成作業による成果であることを視覚的に明らかにするため、法務局が現地に設置する予定の金属プレート等の呼称です。
- 地図作成  
測量が完了した後、縮尺500分の1の地図を作成し、函館地方法務局に備え付けます。
- 登記  
所有者に承諾をしていただいた内容を基に、地目・地積が従前の登記の内容と一致しないときは、法務局が職権で変更します。

## ★皆様にお願ひすること

- 筆界や道路・水路上の杭・標識は測量の基礎になるため、これらを抜いたり動かしたりしないようお願いいたします。
- 調査や測量の際には、皆様の土地に立ち入らせていただきますので、ご協力をお願いいたします。
- 筆界を確認するために、合計2回（春と秋に各1回）の立会いをお願いいたします。

## ★測量費用等について

- 測量に必要な経費の個人負担はありませんが、筆界確認の際に立ち会っていただくための交通費は、個人負担となることをご了承ください。

## ★縦覧及び登記について

- 調査や測量の結果は、令和7年12月上旬頃に予定している「縦覧期間」において確認することができます。
- 令和8年4月までに、測量した結果を反映した登記をします。登記完了後、登記事項証明書及び地積測量図の写しを所有者宛てに郵送します。

## ★地図作成事業の効果について

- 土地の筆界（境界）が明確になることから、筆界（境界）紛争が未然に防止されます。
- 現地と地図及び登記簿が一致するため、土地の売買・賃貸などの取引がスムーズになり、安心して取引ができるようになります。
- 一筆ごとに土地の区画が明確に地図に図示されるので、災害復興が迅速になります。
- 公共事業（道路や公園、下水道の整備等）を実施する際の工事期間の短縮など、まちづくりに役立ちます。

## ★お問合せ・連絡先

※ この作業について、ご不明な点などがありましたら、次の連絡先へお問い合わせください。

【連絡先】 〒040-8533

函館市新川町25番18号

函館地方法務局 地図作成室

TEL 0138-26-0531（担当：あさお 巨尾・かさまつ 笠松）

# 法務局地図ができるまで (あらまし)

## 函館地方法務局

### 1. 一筆地調査 令和7年5月中旬～5月下旬

- 土地所有者又は代理人の方に立ち会っていただき、認識する筆界（境界）及び境界標の位置を一筆ごとに確認し、地番・地目を調査します。

【日程連絡】 立会いの日時は、4月下旬頃までに文書を郵送してご連絡します。

【立会時】 立会いの際には、土地調査書に土地所有者又は代理人の方の署名と押印（認印）をお願いします。

【相談】 土地の分筆・合筆・地目変更その他の登記についての相談がある方は、作業担当者にお申し出願います。

### 2. 一筆地測量 令和7年6月上旬～6月下旬

- 基準点測量で設置した基準点から、1の一筆地調査で確認した境界標等の距離や角度を測定します。

【お願い】 留守の場合であっても皆様の土地に立ち入らせていただきますので、ご了承ください。また、差し支えがある方は事前にご連絡願います。

### 3. 現況と地図との比較検討・画地調整

令和7年6月中旬～7月下旬

- 1及び2で行った調査・測量の結果と、法務局等に保管されている公的資料から事前に作成した調査図素図等を比較して、位置ずれがあった場合は整合性を確保するための画地調整を行い、各筆界に座標値を付けます。

※ 法務局で行う作業です。

### 4. 復元測量 令和7年8月上旬～9月中旬

- 3で付けた座標値に基づき、各筆界の復元測量を行って、5の再立会調査の際に確認していただくための目印を付けます。  
復元した筆界に既存の境界標識がないときは、「筆界保全標」を仮設置します。

【お願い】 留守の場合であっても皆様の土地に立ち入らせていただきますので、ご了承ください。また、差し支えがある方は事前にご連絡願います。

また、仮設置した「筆界保全標」は、抜いたり、動かしたりしないでください。

【計画機関】 〒040-8533

函館市新川町25番18号 函館地方法務局 地図作成室

Tel 0138-26-0531 (担当 あさお かさまつ 且尾・笠松)

## 5. 再立会調査

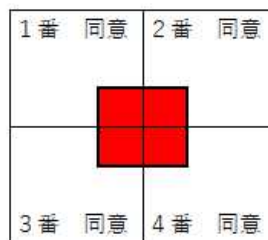
令和7年9月下旬～10月中旬

- 土地所有者又は代理人の方に再度立ち会っていただき、これまでの作業の経過をご説明し、4の復元測量の結果を確認していただきます。

【日程連絡】 立会いの日時は、事前に文書を郵送してご連絡します。

【筆界確認】 筆界について同意・承諾をいただけましたら、処理票に土地所有者又は代理人の方の署名と押印（認印）をお願いします。

【筆界保全標】 復元測量の際に仮設置した「筆界保全標」は、筆界を共有する土地の所有者全員の同意・承諾を得た後、本設置します。  
筆界を共有する土地所有者全員の同意・承諾がない場合は撤去します。



《本設置する場合》



《撤去する場合》

## 6. 面積計算・地図作成

令和7年10月中旬～12月上旬

- 同意・承諾をいただいた筆界の座標値に基づき、面積を計算し、土地の位置、形状を縮尺500分の1で図示し、地図を作成します。

※ 法務局が行う作業です。

## 7. 縦覧

令和7年12月上旬

- 新しく作成した地図の原図及び地積等を記載した一覧表を、一定期間皆様に見ていただいた後、作業内容を確定させます。  
この際、間違い等があれば法務局にお申し出願います。

【日程連絡】 縦覧期間と縦覧場所は、事前に文書を郵送してご連絡します。

## 8. 登記

令和7年12月中旬～令和8年3月上旬

- 縦覧の結果、地目や地積（面積）が従前の登記簿の記載と一致しなくなった土地については、法務局が職権で訂正するとともに、新しい地図を備付けます。

※ 法務局が行う作業です。こうして、皆様の土地は、現地と地図及び登記簿が一致することとなります。

【完了連絡】 地図備付及び訂正作業の登記が完了しましたら、登記の完了をお知らせする文書とともに、登記事項証明書及び地積測量図の写しを郵送します。